



# 下関市立垢田小学校 いじめ防止基本方針

第6版

令和4年4月改定  
下関市立 垢田小学校

## 目 次

1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの理解及び特徴	
	(3) いじめの禁止	
	(4) 求められる責務	
	(5) 基本的な認識	
	(6) いじめの分類	
	(7) 基本的な姿勢	
	(8) 基本的な対応	
2	学校の取組	7
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 校内体制の確立	
	① 「いじめ防止対策委員会」の設置	
	② 確実な情報共有と指導体制の強化	
	③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備	
	④ 学校評価による評価・検証・改善	
	⑤ 教育委員会への報告・相談	
	(3) 家庭、地域、関係機関等との連携	
	(4) 未然防止の取組	
	① 「心の教育」の充実	
	② いじめを許さない学校・学級づくり	
	③ 児童の主体的な活動の充実	
	④ 日常的な実態把握・かかわり	
	⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築	
	⑥ 中学校区での取組	
	(5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）	
	① 日常的な行動のきめ細かな観察	
	② 生活ノートや日記等からの情報収集	
	③ いじめアンケートの実施	
	④ いじめ相談箱の設置	
	⑤ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）	
	⑥ 悩みごと等の相談機関の周知	
	⑦ 児童との信頼関係を築く	
	⑧ 道徳教育の充実を図る	
	⑨ 仲間づくりを推進する	

(6) 解決に向けた取組

- ① 初期対応
- ② 中期・長期対応

(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- ① 未然防止
- ② 初期対応
- ③ 被害拡大の防止
- ④ 関係機関との連携

(8) いじめの解消について

(9) 指導体制

3 重大事態への対応	14
4 その他の重要事項	15

## 下関市立垢田小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2013-2015」）

このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

#### (3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

#### (4) 求められる責務

##### ◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

##### ◆保護者の責務等（法第9条より）

子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

#### (5) 基本的な認識

##### ◆いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

##### ◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

##### ◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

##### ◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

#### (6) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情に寄り添った対応をする。

##### ① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

##### ② 日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

##### ③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

#### (7) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

#### 保護者として

- ・どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

#### 子供として

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の大人に積極的に相談する。

#### 地域社会として

- ・「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

学校外での児童の諸活動の場においても、いじめを許さない環境づくりを推進し、指導の徹底を図る。

## (8) 基本的な対応

### 『未然防止・早期発見・早期対応』

#### 未然防止

- ・子供の心身の成長過程に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

#### 早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子供が発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

#### 早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。（特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告

を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。)その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童の保護者に連絡し、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。

- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

\*学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

## 2. 学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条より）

- ・国、県、市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### (2) 校内体制の確立（指導体制についてはP.13参照）

学校管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行い環境の醸成に取り組む必要がある。

#### ① 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・必要に応じて、SCやSSW、GA等の外部専門家を活用する。
- ・本組織の存在及び活動が、児童・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

#### ② 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。

（山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」参照）

- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

#### ③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

#### ④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

## ⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中※」のすべての事案について報告する。  
※「継続支援中」とは、事案発生3ヶ月を経過しても、解消と認められないもの。
- ・臨時報告 … 学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

## (3) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容（いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等）について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、SCやSSW、GA、CA、SL等の関係機関と連携して対応できる体制を整備する。

### ※1 GA（ガイダンスアドバイザー）

別室登校等をしている児童生徒を中心に、学校の不登校対応の支援を行う者

### ※2 CA（カウンセリングアドバイザー）

学校事件・事故等が発生した際に、緊急で児童生徒等の心のケアを行う公認心理師

### ※3 SSW（スクールソーシャルワーカー）

関係機関等と連携を図った支援が必要な場合に対応・助言を行う社会福祉士、精神保健福祉士等

### ※4 SL（スクールロイヤー）

学校で発生する様々な事案に対して、法的側面から助言等を行う弁護士

## (4) 未然防止の取組

### ① 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていかこうとする意欲や態度を育てる。

### ② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

### ③ 児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

### ④ 日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

#### ⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

#### ⑥ 中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小・中学校全職員が協働して取り組む体制をつくる。

### (5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：②いじめの早期発見に向けた取組」参照

#### ① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感でなければならない。

#### ② 生活ノートや日記等からの情報収集

#### ③ いじめアンケートの実施

##### ・「学校生活アンケート」の実施

月に1回実施する。そしてそれをもとに一人ひとりと面談をする。

##### ・「スマイルチェックシート」の活用

週に1回実施する。実施後、気になる児童については声かけや面談をする。単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉えなおす。そして、全校での共通理解が必要なことに關しては、職員夕会等で伝える。

- ・週1回のアンケート調査を確実にやり、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応内容について記録しておく。

- ・アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっている児童が、周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。

- ・アンケートの保管期間は、卒業後5年間とする。

#### ④ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

保護者対象教育相談の実施…保護者対象の教育相談週間を学期に1回実施する。

#### ⑤ 悩みごと等の相談機関の周知（下関スタンダード生徒指導版「相談窓口一覧」等）

#### ⑥ 児童との信頼関係を築く

児童や学級の様子を知るためには、教員の気づきが大切である。給食の時間、昼休み、掃除の時間等、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児童の様子を観察するとともに信頼関係をつくる。

#### ⑦ 道徳教育の充実を図る

親子で考える道徳の授業参観や講演会等を実施する。また、掲示や学年、学級通信等を通して、道徳教育の様子を家庭に知らせる。

### ⑧ 仲間づくりを推進する

学年、異学年でミニイベント・集会・給食・遊びを実施する。また、思いやりのある言葉で、友達に接する児童を育てる。

## (6) 解決に向けた取組

### ① 初期対応 ※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：初期対応、初期・中期対応」参照

#### ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。  
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

#### イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

#### ウ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

#### 被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

#### 加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

#### 周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

#### エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
  - a 被害児童とその保護者への対応
  - b 加害児童とその保護者への対応
  - c 他の児童及び保護者への対応
  - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
  - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

#### オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

#### a 被害児童とその保護者への対応

##### **被害児童** 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

##### **被害児童の保護者** 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

#### b 加害児童とその保護者への対応

##### **加害児童** 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分にを行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

##### **加害児童の保護者** 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

#### c 他の児童及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。
- ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

#### d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）
  - ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
  - ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応 ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ対応：中期・長期対応」参照

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

ウ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」等を参考に、「垢田小スマホ等指導指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・ 掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・ 関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

④ 関係機関との連携

- ・ 警察等の関係機関と相談する等、書き込み内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

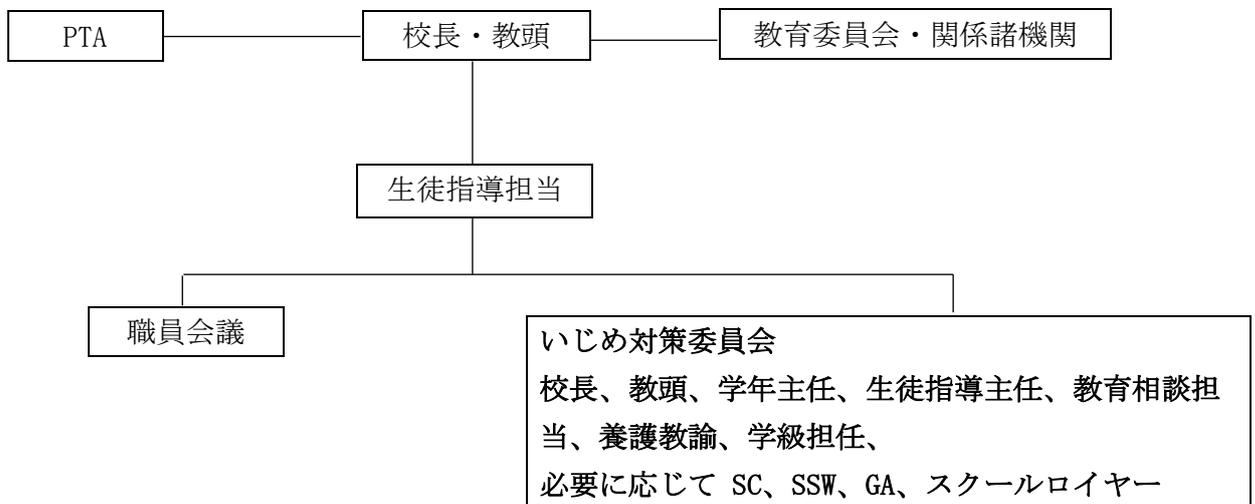
(8) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

(9) 指導体制

【校内】



【校外】 子どもの人権110番、いじめ110番

### 3 重大事態への対応

#### 【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(法第28条第1項第1号)  
※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは  
ア. 児童生徒が自殺を企図した場合  
イ. 身体に重大な障害を負った場合  
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合  
エ. 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(法第28条第1項第2号)  
※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは  
年間30日(不登校の定義)を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。  
  
・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。(法案に対する附帯決議の5)

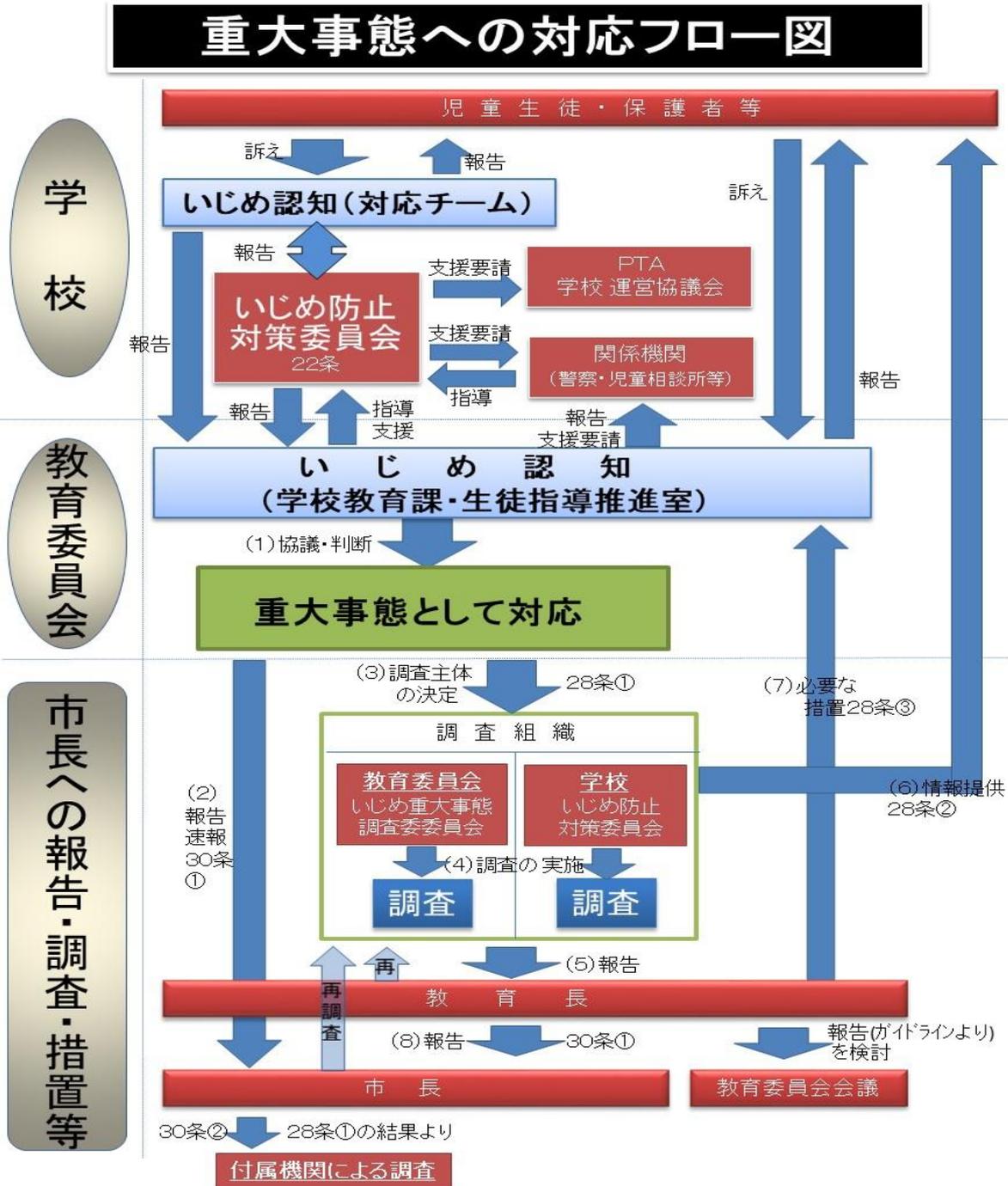
いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

- (1) いじめ対策委員会は、いじめの報告を受けた場合、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。
- (2) 「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処する。
  - ① 教育委員会に重大事態の発生を報告する。
  - ② 教育委員会による調査の主体を、確認する。
  - ③ 調査組織による調査を実施する。
    - ・ 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
    - ・ いじめられた児童や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
    - ・ いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることに、最大限の配慮をする。
    - ・ 調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。
  - ④ 教育委員会に調査結果を報告する。
  - ⑤ いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。
    - ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切にいじめを受けた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)

- ⑥ 再発防止の対策を講じる。
  - ・重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

4 その他の重要事項

国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、下関市いじめ防止対策推進協議会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改定していくこととする。



**【改定履歴】**

第1版…平成26年1月

第2版…平成27年3月

第3版…平成29年2月

第4版…平成30年2月

第5版…令和 3年3月

第6版…令和 4年3月